

平成 3 0 年

# 総務委員会会議録

と き 平成30年5月14日

品 川 区 議 会

平成30年 品川区議会総務委員会

日 時 平成30年 5月14日 (月) 午後 1時00分～午後 2時41分

場 所 品川区議会 本庁舎 5階 第5委員会室

出席委員	委員長 伊藤 昌宏 君	副委員長 あくつ 広王 君
	委員 高橋 伸明 君	委員 飯沼 雅子 君
	委員 石田 しんご 君	委員 須貝 行宏 君
	委員 吉田 ゆみこ 君	委員 松澤 利行 君

出席説明員	桑 村 副 区 長	中 山 企 画 部 長
	柏原参事(企画調整課長事務取扱)	大 野 計 画 担 当 課 長
	品 川 財 政 課 長	小 林 施 設 整 備 課 長
	中 元 広 報 広 聴 課 長	木村報道・プロモーション担当課長
	山 本 情 報 推 進 課 長	榎 本 総 務 部 長
	米田参事(総務課長事務取扱)	島 袋 人 権 啓 発 課 長
	黒 田 人 事 課 長	立 木 経 理 課 長
	伊 東 税 務 課 長	齋 藤 会 計 管 理 者
	久保田区議会事務局長	

○午後1時00分開会

○伊藤委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日は、お手元に配付の審査・調査予定表のとおり、「報告事項」、「その他」と進めてまいります。よろしくお願いいいたします。

---

1 報告事項

(1) 平成30年度区政モニターの委嘱について

○伊藤委員長

はじめに、予定表1の報告事項を聴取いたします。

まず、(1)「平成30年度区政モニターの委嘱について」を議題に供します。

理事者より説明をお願いいたします。

○中元広報広聴課長

それでは、私から報告事項(1)平成30年度区政モニターの委嘱についてをご報告申し上げます。右肩に総務委員会資料企画部広報広聴課という表示があります資料をごらん願います。

平成30年度区政モニターの委嘱について、1、区政モニター制度についてですが、目的はここに書いてありますが、集会をはじめさまざまな活動を通じ、区の施策など区政についてのご理解を深めていただくとともに、区政についての意見や要望などを寄せていただくことで、よりよい「しながわのまちづくり」に役立てるというものです。

(2)区政モニターの要件といたしましては、定員50名（公募）、任期は2年、区内在住1年以上、20歳以上の方を要件とさせていただいております。また、公募を50名としておりますが、区政モニターの活動で得た知識などを地域に持ち帰って広めていただきたいという考えから、平成22年度からは区内13地区の地域センターを通じ、各地区からの推薦をいただいております。地区推薦は男女各1名ずつということで、最大で26名の推薦枠を設けております。今年度につきましては21名の方を各地区よりご推薦いただき、メンバーとして加わっていただいております。任期につきましては平成20年度より2年ごとの委嘱としております。これは区の施策・事業が多岐にわたっており、幅広く理解したいためにもう少し長く時間がほしいという参加者の方のご意見をいただいたことを受けたものです。したがって、今年、平成30年度に委嘱する方につきましては、平成30年度、平成31年度の2年間、モニターとしての活動をお願いすることになります。また、委嘱の期間といたしましては、連続しての委嘱は2期までとしております。そのため、実際にはご希望があれば最大で4年間の任期となります。

(3)主な活動ですが、主たる活動は①にありますモニター集会です。そのほか、②以下、施設見学会で区の施設を知っていただいたり、アンケートなど区の施策についての広聴事業にご協力いただいております。

次に、2の平成30年度区政モニター応募・委嘱状況についてご報告いたします。平成30年1月現在の住民基本台帳の登録人口をもとに、地域別・年代別・男女別に割合を計算し、人口割も参考に選定し、委嘱させていただきます。人口は住民基本台帳に登録された平成30年1月現在の人口です。人口割はこちらに計算式を書いておりますが、委嘱数の50人に人口の構成比を掛けさせていただき、それにより人口割の目標値を決めているところです。

(1)の地域別の表をごらんください。一番左の行に人口とあり、構成比、人口割となっておりますが、それに対して実際の応募数があり、そこを少し地区ごとの調整等もさせていただき、委嘱数50の内訳となっております。

裏面をごらんください。(2)は年代・男女別の応募状況、委嘱状況を表にまとめたものです。傾向としては、例年そうなのですが、60代以上の応募数が多い傾向です。

続きまして、(3)は職業別の応募状況です。こちら、職業のその他とございますが、具体的な内容としては、今回は保育園の非常勤で働いている方、主婦の方、パートで働いている方、無記入の方の数字をその他に入れております。また、こちら、既に定年退職された方々が応募される傾向が多いことから、無職という方も多くなってはおりますが、町会の役員をなさっていたり、地域活動をなさっていたり、比較的、何らか地域に関心を持ち、地域で活動なさっている方がこの中でも多く見られるという傾向です。

最後ですが、(4)関心のあるテーマ、応募の理由などですが、モニター応募していただく際にこちらの理由を書いていたいております。分野は多岐にわたっておりますが、勉強したことを地域に役立てたいという大変前向きな動機を持っていらっしゃる方が複数いらっしゃいました。

私からのご報告は以上です。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

まず、目的のところなのですけれども、区政のことをよく知っていただく、あとは区政に生かしていくという立場でいろいろご意見をいただいたりしていると思うのですが、そういった中身のご意見などは、どこかで見たらわかるところがあるのかどうか。あと、具体的に、こんなところに区民の皆さんの視点が役立てられたという事例があったらお聞かせいただきたいのが1つ。

あと、2点目の対象者のところなのですが、多分、毎年いろいろなご意見が出ているかと思うのです。特に18歳で選挙権を持つことになった、この年齢の問題とか、あと、先日区議会で議会報告会があったのですが、若い方が参加されたので、聞いてみたら、たまたま今日、僕は年休なので、あいていたので、どんなことがされているのか来てみましたとおっしゃった方が、帰り際に、土曜日とか日曜日とか夜間とか、働いている人も出られるような体制にしていただけたら助かります、ということ、わざわざ私のところへ来て言って帰られたのですけれども、そういった面で、やはり20代、30代、若い方が参加しにくいというあたりで、働いていらっしゃる方と、学生などで参加したいとおっしゃる方も多分いらっしゃると思うので、その辺の改善点と言うか、計画などがあったら教えてください。

#### ○中元広報広聴課長

こちら、集会ごとの結果は参加された皆さんにはフィードバックさせていただいているのですが、あとはいただいたご意見を各所管課のほうに文書でお届けしたり、また、内容によっては区民の声の形にして区長まで供覧ののち、回答をきちんと差し上げているところです。区民の声の1年間の取りまとめ結果は、ある程度要約した形で区のホームページ等にも載っております。また、区政モニターアンケートにつきましては冊子をつくらせていただきまして、こちらは区議会にもお届けをさせていただいております。また、役立ったことですが、昨年の場合ですと、やはり、こちらで説明したテーマではなかったのですが、参加された方に毎回アンケートを書いていただくのですね。その中で、具体的なある商店

街で、お店がせり出しをしているところは歩きづらいと、観光などに力を入れているのにそれはいかなものかというご意見がありましたので、所管におつなぎして、所管から現場に対応していただいて改善していただいたこともあります。

それともう1点、若い方へのアプローチのところなのですが、やはりどうしても現状の、今の運営の仕方ですと、どうしても平日の昼間、または夜に1回程度という集会を行っておりますので、なかなか参加が難しいというところが課題となっております。ただ、集会を行っている中で、皆さん意見交換などをされて、それはそれで効果的な部分もあるのですが、やはり若い方の部分について、申し込み方法については電子申請等も入れておりますが、そこは課題と感じておりますので、今後につきまして少し意見を集約しやすいあり方というものも検討してまいりたいと考えております。

#### ○飯沼委員

ありがとうございます。意見の集約の仕方がよくわからなかったなので、その辺を。

#### ○中元広報広聴課長

やはり会議等の場だけでとなりますと、そこの時間的制約も出てきますので、ICTを活用した形で電子アンケートなどを増やしていったらいかがかということ、まだ検討段階でございますが、考えております。

#### ○飯沼委員

若い方たちの発想もいろいろ受けとめる機会が大事だと思いますので、よろしくお願いします。

あと、説明の中で、地区推薦の方の枠は、実際に年代別・職業別のところでどこに入っているのか、その辺の区別はつくのでしょうか。そこを教えてください。

#### ○中元広報広聴課長

少し細かくなってきて、済みません。そこまでの整理をしていないのですが、地区別までは整理をしていないのですが、ただ、全体での町会推薦の枠の数字は今お答えできます。町会推薦で応募していただいて委嘱した方というのは、町会推薦で更新をされた方が既に8人いらっしゃいます。新規で町会推薦で入って来られたのが13人、全体の中で50人のうち21人が地域からの推薦をいただいた方ということになっております。

#### ○飯沼委員

ありがとうございます。そうすると、町会推薦の方と言ったら、やはり年齢的には高い方が多いということですかね。

#### ○中元広報広聴課長

委員おっしゃるとおり、やはり町会で活動されている方ですと、どうしても50代、60代の方も、お二人いらっしゃるとやはり60代以上の方が多くなっております。

#### ○吉田委員

重なるところがあるのですけれども、やはり若い方の参加、なかなか関心を持ちにくいというので、昨年も、当然関心を持ちにくいだろうなと思ってそのままにしてしまったのですけれども、先日の議会報告会も、高校生の方がお母様と一緒にいらっしやっていて、昨年も参加してくださったそうです。来てはいけないということではないのですけれども、なぜ来てくださったのかなということで伺ったら、議会で何をやっているのか、ふだん知る機会がないので、いい機会だからということで、お嬢さんのほうがお母さんに一緒に来てもらったという形だと思うのです。やはり、少ないでしょうけれども、機会があればという方もいらっしやると思うと、例えば推薦が地区推薦ということなのだけれども、そうい

うことであれば、どこかから推薦してもらおう。例えば大学でも、区内の方もいないわけではないと思いますし、そういう推薦とか、それから高校、都立高校や私立高校になってしまいますけれども、そこで例えばこういう学生さんに限っては通学してらっしゃる方という枠で、若い方の意見を聴取するというを中心と考えて、誰か推薦してもらおうという、そういうことは難しいでしょうか。もし何かお考えがあったら教えていただきたいと思います。

#### ○中元広報広聴課長

実際に、タウンミーティングのテーマ別での議論の中では、委員おっしゃったように、区の連携している大学から学生さんを推薦いただきまして、平日の午後、皆さん来てくださって、いろいろ意見をお一人お一人発言、意見交換をするということも行ってございますので、こちら少し住所要件等を今後検討して行って、区民というところで、やはりそのときも実は区民の方がどなたもいらっしゃらなかったということはあるのですが、通学してらっしゃるということで、品川区のことを、地域のことを今勉強してらっしゃったりするんですね。ですので、そういうところにつきまは、いろいろ連携、所管課とも相談しながら今後検討していきたいと思っております。

#### ○吉田委員

品川区としてはぜひ品川区の区政に参加していただきたいという視点が大事だと思うのですが、やはり政治参加を促すということであれば、どこの区であっても、何も品川区に限るという考え方ではなくても可能なのではないかなと思います。将来的にまた、若い方であればどこに暮らすかは将来決めていくということだと思いますので、ぜひその辺は柔軟に、若い人の意見ということを中心を検討していただければと思います。これは要望でいいです。

#### ○石田（し）委員

若い方という話だったと思うのですが、まず、どのように募集をかけているのか教えていただきたいのと、年齢別の表を見て、区としてはどう現状を考えているのかというのを、まず教えてください。

#### ○中元広報広聴課長

こちら、募集の方法でございますが、まず窓口で申し込み用紙を配付、区の広報広聴課、区政資料コーナー、地域センター、文化センター、図書館などで申し込み用紙を配付することと、あとはホームページからも申し込み用紙をダウンロードできるようにしてございまして、申し込み用紙を広報広聴課へ郵送、ファクスしていただくか、またはホームページから電子申請と言う形で募集をかけてございます。こちらの年齢別の表でございますが、やはり20代から40代の方の人数が少ないというところは課題として捉えてございまして、どうしても平日の午前や午後に開催しておりますので、なかなか参加が難しいのかというのは、課題として考えております。その辺のところもあって、年に1度は夜に開催するなどを工夫しているところなのですが、なかなか応募自体が増えていないというところなんです。

#### ○石田（し）委員

まず、応募方法も、そもそも若い人に届いていないのだと思うんですね。それは今、区としてもさまざまな媒体を使って、さまざまな発信をされていると思うので、こういったいわゆる区が発信をする、特に何かを募集するときには、やはり若い人にも届く方法を工夫していかないと、やりたいと思っている人が仮にいたとしても、まず若い人には多分情報が届いていないと思うんですね。ですので、その情報をどう伝えていくかというのは、これに限らずですけども、ぜひ研究して実施していただきたいと思います。

それと、課題として、平日の日中に会議を行う。まさにここが、やりたいと思っても、結局平日の日

中に会議するから自分はできないなというので、一步踏み込めないのだと思うのですよね。夜間開催も、そういった工夫もしていると言うけれども、結局そこがあるから若い人は、若い人と言うか、いわゆる働いている世代にはなかなかハードルが高くて参加がしにくい状況だと思うので、ここはやはり時間帯もそうですし、仮にどうしてもその時間帯しかできないというのであれば、例えば中小企業との連携などで、休暇と言うか、こういった区の会議に参加する場合には、会社にもお願いをして、何らかの協力を促したりというのを取り組む、そういうことを行っていかなければ、その課題の解決はないと思うので、例えば中小企業との連携などで会社のほうにお願いをしに行くとか、そういった手法もとれると思うので、その辺は区としてどのように考えているのか教えてください。

#### ○中元広報広聴課長

時間帯はなかなか制約が厳しいところで、夜間開催にした場合など、拘束時間の問題も、長くなってきてしまったりすると、なかなか、今これは昼間開催している、そこに来られる方々というのはやはり時間的余裕がある方々なので、いらしたときに結構討議時間を1時間ぐらいしっかりグループで話をされる時間をとって、それで皆さんすごく参加意欲が高まっているところもございます。そういう形ではかの時間や曜日に移してどの程度行えるのかというところを、今後課題として検討していきたいと思っています。

あと、企業との連携の仕組みを、少し調べてみたのですが、やはりなかなか、委員おっしゃるように個々に独自でアプローチをお願い、ご相談をしてということではできるかもしれないのですが、法律上なかなか休暇などは各企業の判断になってくるので、その辺を社会貢献活動と考えていただけるのかどうかというところが、個別の対応でご協力いただけるのであればということは、可能性はあるのかなと思っています。

#### ○石田（し）委員

いわゆるCSRもやっていて、各企業ともいろいろ連携をしていこうというふうに区は発信をされていて、実際に具体的に幾つかそういった取り組みというのを各企業とも行われているわけではないですか。また、例えば今、五反田には若くて有能な、いわゆるベンチャー企業の社長さんたちも多く会社を構えている中で、では例えばそういう方にアプローチをすとか。結局、課題はあるけれども、何もできないですよと言われたら、何も解決にはならないですという話になってしまうので、やはりそこは何らかのアクションを起こしていかないと、この若い人、働く世代の方たちの区民への関心であったり参加というのは、永遠のテーマになってしまうので、ぜひそこは、この区政モニターを含めてなのですが、私はこれは緊急課題だと思っているので、早急に各部署とも連携をして行われるべきことだと思います。

例えば、学校などに対しても、保護者の人たちにアクションを起こすであるとか、そういうことも行っていないと、いわゆるPTAの方たちに、こういうのを区では行っているのでぜひ参加してくださいというようなアプローチをどんどんかけていかないと、その層というのは拾えないと思うので、ぜひそこは力を入れて行っていただきたいと、これは区政モニターに限らずです。ぜひ、進めていただければと思います。

#### ○須貝委員

私も思うのですが、教育委員会などは全保護者に配ってアンケート調査などをしていますよね。今回この少人数でモニター制度を行って区民の声を吸い上げるということですが、今までのやり方で、統計学からすればこれもやり方としては私は間違っていないと思うのですが、現実論、区民は

さまざまな生活様式があつて、働く環境もそれぞれ違うと思うのですね。やはりそれに順応して区民の声を吸い上げる、区政に対して、また区の施策に対してどう思われるかというのは、やはり幅広く聞いていく時期が来たのではないかと思うのですね。

特に思うのですけれども、区民税や介護保険料、それから国民健康保険関係の通知も封書で来ますよね。であればそこに、少し重くなるけれども、そのアンケートを、絞ってもいいですから、同封して送って返信用の、はがきでできるのかどうかわかりませんが、そのときに一緒に返信いただければありがたいということで、多くの方に回答をいただける、お考えをお聞かせ願うという工夫も、私はそろそろ、今の時期ではそういうふうにやっていかなければいけないかと思うのですね。介護保険料とか国民健康保険料、それから区民税などはしっかり個々のお宅に封書が届く。でも、意見を言う場がない。やはりそこが少し違うのかなど。やはり、そういうふうに皆さんから税金をお預かりして、さまざまな事業に使っていくわけですから、では何か一言、私は言いたい、俺は言いたいというのはあると思うので、そういうことも工夫として、私は考えていただければありがたいと思います。意見だけ言わせていただきます。

#### ○伊藤委員長

よろしいですね。

では、ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (2) 平成30年わ！しながわ魅力発信事業について

#### ○伊藤委員長

次に、(2)「平成30年わ！しながわ魅力発信事業について」を議題に供します。

理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

私からは、わ！しながわ魅力発信事業についてご報告をさせていただきます。ご報告に当たりまして、まず今年度のシティプロモーション全体の取り組みについてご説明申し上げたいと思いますので、お手数ですが資料の次のページ、あるいは裏面をごらんください。横版になっております。

今年度は区民と進める魅力発信といたしまして、区のPR冊子の製作、それから魅力発信ワークショップの開催、地域プレーヤー紹介のWEBマガジン、これは地域で活躍される方々をご紹介するインターネットのマガジンですとかを発行していくと、以上が新規の展開でございまして、加えまして区の認知度を向上させるための各種広告展開、それから、これからご報告をさせていただきます、この業務推進と書かれておりますわ！しながわ魅力発信事業、その他グッズ制作などの取り組みを引き続き実施してまいりたいと考えております。

資料の前ページ、表面にお戻りください。この、わ！しながわ魅力発信事業につきましては、今ご説明しましたシティプロモーションの取り組みの一環といたしまして、区の魅力を区内外に発信する区民や団体などの取り組みに関しまして区が支援を行うものです。支援の対象の方、それから対象とする事業につきましては、こちらに記載のとおりです。本事業は平成27年度から実施しておりまして、今回4年目に入ります。従来は実施事業に対して助成金を交付するというスタイルをとっておりました。今年度は事業の見直しを行いまして、この4の支援内容以下のとおり、事業の周知、それから広報活動、これに関して区が支援をしていくというスタイルをとってまいりたいと考えております。具体的な支援内容といたしましては、こちらの、少し見にくいですが、金色のわ！しながわのマークなのです

けれども、こちらの限定版わ！しながわの金メダルロゴマーク、こちらを印刷物等に掲示することができ、あるいは、わ！しながわ魅力発信プロジェクトという文言を、その事業の中でうたっていただくことができるという形で、品川区も応援していますというところでPRを行っていただく。

それから、区といたしましても、事業実施につきまして、各広報媒体で支援をしていくということで、ホームページ、それからシティプロモーション特設サイト、SNS、まち歩きアプリ、その他プレスリリースも含めまして、このような形で魅力発信を多角的に行っていますという形の情報発信を区としてもさせていただくということで募集をしていきたいと考えております。

実施要領ですけれども、申し込みは随時受け付け、申込書をお出しいただいて参加決定の通知書の発送をもって開始していただくという形です。こちらに関しましては、広報しながわの6月1日号、それから以下の広報媒体でお知らせをしまいたいと考えているところです。

私からの説明は以上でございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

1つ、支援内容のところあまりよくわからないのですね。目的が、「区民とともに進めるシティプロモーションの一環として、品川区の魅力を区内外に発信する区民・団体等の取り組みを支援する」、区と一体になって品川区の魅力を発信していただく、それに支援をするということで、平成27年から4年目で、今回は助成金がないというところが、まず第一になぜなのかと思ったのと、いまひとつ支援内容がわからないのですが、ロゴマークを使ってもいいよとか、魅力発信のプロジェクトですよとか、これはどういう事をあらわすのか、いまひとつわからない。(1)と(2)のところをもう少し詳しく教えてください。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

2点ありまして、まず具体的にどういう内容かというところをご説明させていただきます。イメージとすると、どこかの団体が何かイベントをやる。その中で、品川区の魅力を発信する、あるいは地元の魅力を発信する、そういうような取り組みで、例えばチラシであるとかインターネットに案内を出すとか、そういうときに、このマークであるとか、しながわ魅力発信プロジェクトという言葉を入れていただくとか、そういう形で一緒に行っていますということ、その事業を実施される方が発信をしていただくというイメージです。

それから、助成金のほうですけれども、実際には過去3年、そういう形で助成をしてきたわけですが、まず当初はいわゆるイベントを行う、イベントの補助金のような形の使用用途としてかなり使われていた部分が正直ありまして、2年目以降は少し広報とか、いわゆるPR活動に手厚く支援をするという形に変えてきました。いわゆるSNSなど安価で広く拡散してPRができるようなツールが主流になってきてございますので、そういうところでの広報活動も充実してきたということもありまして、昨年度は予算の枠そのものを少し抑えまして、実際のSNSを使ったPR活動を重視して行っていただく方に助成をしてきました。実際に、ある程度の実績と言いますか、この3年でキックオフというイメージで、まず事業を立ち上げて行っていただくという意味合いのような部分である程度実績が見られたということと、観光や協働の事業のほうでの補助事業でありますとか、そういうところも比較的充実してきているところと、区民と一体として進めていくというような意味合いも少し含めまして、区とし

て広報活動の支援にシフトして実施していきたいと。いわゆる自主的に実施をしていただく方を応援していくというような方向、今までは税金を投入していくという形でしたけれども、そういう形でシフトしていこうと考えたものです。

#### ○飯沼委員

まだわからないのですが。昨年は助成金が、その前よりも減ったと書いてあったのですがけれども、それでどのくらい応募があったのかということと、今年も見通しというか、区の魅力を発信する、自発的に区民の皆さんが自分たちの予算で発信をするものの広報をお手伝いすることなのですか。あまりイメージが湧かないのですが、そこを教えてくださいたいのと、5の(3)のところ、「区で審査を行った上、参加決定通知書の発送をもって開始とする」と書いてあるのですがけれども、この区の審査というのはどなたがされるのか、メンバー、基準があるのかどうか、どういう基準で選定をするのか、その辺も教えてください。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

昨年度ですが、実際には4事業、昨年度は助成の上限額は2年前と全く同じだったので、予算額そのものを少し縮めまして、いわゆる採択する事業数を減らしたというところがございます、それで4事業認めているところです。

それから、審査に関しましては、基本的に考えているのは区の内部で、実際の基準といたしましては3の対象事業にそぐうものであるかどうか、こちらを判断いたしまして決定したいと考えております。

#### ○飯沼委員

そうすると、区民の方々から品川区の魅力を発信したいという参加の申し込みがあって、作品ができるのかよくわからないのですが、それに対して区で要件にかなったという判断をされたのであれば、そこからいろいろ発信をしていくところをお手伝いしていくということなのですね。済みません。これにかかる予算というのは具体的に、助成はしなくても予算はどれくらいかかるのでしょうか。教えてください。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

これに関しての、いわゆる事業予算的なものとしてはとってはおりません。人件費だけです。

#### ○吉田委員

割とこの魅力発信事業、いろいろ苦心しながら、きちんと発信につながるよというということで、毎年変えてきたという印象があるのですがけれども、結局、もうある程度そういう発信をしていく事業は、採算などは自分たちの活動の中でしてくださいということで、もう一定そういう見込みが立って、今までの経緯からこういうふうになったのかなと思うのですが、その辺のこれまでの評価と、でもこれで今後こうやってより情報発信、自分たちで事業採算をとりながら発信していくという方向性が見えたという評価していると理解してよろしいのでしょうか。その辺もう少し教えていただきたいのですが。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

こちらに関しましては、当初からですがけれども、基本的には助成は初年度、あとは継続されるところで、その間に採算をとるような形を、いわゆる申請される方もそういう頭で来られているところでして、実際に昨年度助成したところを基本的には同じような形で継続されるところは継続の計画を出されて、変な話ですが助成金は要らないという形で動いていらっしゃる場所もありますので、そういう意味では、これまでの評価ということになるのかどうかはあれですがけれども、いわゆる事業継続に関しましては、そういうことがなくても引き続き事業実施していけるというような形で見ております。

## ○吉田委員

今まで進めてきた中では、本当に初年度は言い方が難しいかもしれないですけども、玉石混交のいろいろな事業が応募してきて、それでその中で集客が厳しいだろうなと思ったら案の定厳しいものもあって、だんだんこういうふうに変更されてきたのだと思うのです。それは方向としてはいいかなと思うのですけれども、一方で、継続の方たちはそれでいいのですけれども、今までにない発想で新規でこういう魅力発信事業をしていきたいという方たちがあらわれたときには、その辺についてはどのようにお考えか教えてください。

## ○木村報道・プロモーション担当課長

新規で出たときの考えというところでございます。実際にはもうぽつぽつ出てきているところでして、いわゆる広報手段と言うのですか、自分たちでPRする、あるいはSNSを通じてというのも、ある程度限界があるので、もう少し区としてPRしてもらえませんかというようなご要望も幾つか聞いているところです。また、全く今まで考えもしなかった新たな取り組みという部分も、実際には今まで助成した中でも出てきているところでして、そういう意味では、そこで実際に見まして、これはおもしろいね、これはやってみようかというあたりで、可能性に賭けてみるという部分も正直ありますので、そういう展開は我々も期待しているところではあります。実際にそういう動きも、今も出てきておりますし、これからも出てくることを期待しております。

## ○吉田委員

では、そういうところであっても、基本的には事業についてはもう自分たちで採算をとっていく。ただ、私も経験があるのでですけども、結構広報というのがお金がかかるのですよね。ですから、そういう意味で広報にこういういろいろな媒体が使えるということについては一つ確かに支援になると思うのですけれども、基本は事業については参加費なり何なりで自分たちで採算をとっていくということが今後前提になっていくという理解でよろしいですか。

## ○木村報道・プロモーション担当課長

そのご認識でよろしいかと思えます。

## ○石田（し）委員

今、さまざま区民1人1人がいろいろな形で発信をされていると思うのですね。例えば自分の生活の一部、例えばこんなものがありますよとSNSにアップしたり、いろいろ発信方法があります。例えば、公園などで撮影をする場合は許可をとってらっしゃいますよね。映画の撮影やドラマの撮影で、写真集などの撮影も確か、登録か何かをしますよね。これだけ今、媒体がいろいろあって、それこそYouTubeなどもあって、個人で動画を撮る方も増えたり、写真もたくさん撮る方が増える中で、どこから許可をとらなければいけないのかというのが非常に疑問で、例えば公園で何かYouTubeに載せるための撮影を個人の人が行うのは許可が必要になるのかとか、例えば町を歩いているときに撮影をしているのは道路使用許可が必要なのかとかというのは、なかなか私にもわからないので、魅力を発信してこうよというふうには区は言っているけれども、いや、本当は許可が必要だというふうになってしまうのもかわいそうなので、その辺はある程度教えてあげなければいけないのかなと。区としてその辺の認識というのはどうなのでしょう。

## ○中元広報広聴課長

まず、区のほうで今フィルムコミッションの担当ができております。ですから、企業であったり、少し大がかりに場所を占用される場合には、区の施設であればその担当が窓口になっております。その

窓口で職員がその所管課、各施設ごとにその撮影の許可を出すためのルールをきちんとつくっておりますので、公園であれば公園課に聞いたりということで、まず調整をしているところがあります。

個人の方というのは、本当に今まであまりなかったのですが、多分特にそういうことを知らずに行われているのだと思うのですね。ですが、やはり一応そこに一般の区民の方もいらして写り込んでしまったりすると大変問題ですので、やはり基本としてはフィルムコミッションであったり、各建物を所管している課にお問い合わせをいただき、区の魅力発信につながることであれば、広報でもご相談があった場合にはフィルムコミッション担当に引き継ぐのですね。これは区の魅力発信につながるもので、ぜひ使用料を免除してあげてほしいとか、そういう事務手続きもございますので、まずは建物を管理しているところにお問い合わせをいただければというところがあります。

今後とも、その辺のところは内部でも調整しながら、個人の部分の基準をまだあまり詰めておりませんでしたので、その検討・調整をさせていただきたいと思います。

#### ○石田（し）委員

ありがとうございます。例えば、例を出すと、私がミュージックビデオをつくりますと、それは3分とか5分の動画をつくりますとになったときに、では品川の魅力を発信していこうと思って、どこかの公園であるとか、目黒川であるとか、旧東海道であるとかというあちこちのところで少しずつ、それこそ撮影時間も5分だったり多くても10分だったりした場合に、それは1回1回その撮影許可をとる必要があるのか、それとも個人でそれほど大がかりではなくてとか、ある程度の条件下で、邪魔にならない程度で行ってくださいねといった注意だけにするのか、その辺をある程度はっきりしてあげないと、少し難しいのかなと。今、いろいろなものがあって、なかなか区民も判断できなくて困っている場合もあるのかなと思うので、その辺をあらためて、例えばその例であればどうなるのかというのを教えてください。

#### ○中元広報広聴課長

やはりその撮影場所が、区の施設だけならよろしいのですが、民間の施設であったりということもございますので、その辺は撮影される方も少し考えていただけるとありがたいなと。とりあえず区の施設であれば、まずはフィルムコミッション担当の窓口もございますので、そちらか、もちろん広報、シティプロモーション担当のほうでも結構ですので、区の魅力発信に寄与するものを行うのだよということであれば、シティプロモーション担当のほうにでもまずご相談いただきまして、個別に対応させていただければと思っております。

#### ○須貝委員

お聞きしたいのですが、このわ！しながわ魅力発信事業、今年で4年目に入りますが、この事業の成果は何を基準にして、またどのような数字をもって成果が出たとか出ないとか、もっとやらなければいけないのだとか、何をもって判断するのか、ご見解をお聞かせください。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

こちらに関しましては、なかなかそれを受け取って何かのアクションにつながったというところを把握するのは、正直難しいところもございますけれども、どれだけ発信したのを見ていただいたかという統計はとれるのですね。そちらのほうで、この助成をしたところには助成金をもらったその後に報告書というのを出していただくのですけれども、その中で、これだけの方に見ていただきました、これだけの人を集めましたという形の報告をいただいております。

それから、私どもも実際に現場に行ったり、サイトを見せていただいたり、言い方は変ですが、本当

にそれを行っているのかということも含めて確認をしながらというところでして、委員のおっしゃるいわゆる目に見える効果という部分では、なかなか把握しづらいところもありますけれども、アウトプットのところで把握しているというのが現状です。

#### ○須貝委員

こういう魅力発信事業ですが、現に品川区の人口はますます増えて、タワーマンションもこれからどんどん建っていく、その中でますます人口が増えていくのだろうなという、そういう状況を見ると、もう魅力発信事業、若い人も含めて相当この品川区の魅力というのは、区で考えている魅力と、そこに住んでいる方の魅力は違いがあるかもしれないけれども、かなり成果が出ているのではないかと思うのですね。その中で、今回事業もいろいろ変わってはきましたけれども、あくまでコマーシャル、皆さんに見てもらい、聞いてもらうということなのでしょうけれども、その成果などをやはり、こういう事業を行っている以上は、何かこれで結果が出たのですよということは、やはり報告はしなければいけないし、また難しい問題ではないですか。それは今後、事業を今、見直しはしていると思うのですけれども、考えていただきたいということです。終わります。

#### ○高橋（伸）委員

ご説明ありがとうございました。平成30年度シティプロモーション推進の資料の中で、業務推進、6月から、わ！しながわPRグッズを制作しますよということなのですが、今の段階でこのグッズの制作、どういうものなのか、決まっているものがあったらお教えいただきたいのと、あと、動画の広告媒体というものは非常に効果があると思うのですが、今、中小企業センターの外壁のところに看板の広告がすごく目立つところであって、それも1つ効果があると思うのですね。区有施設から外壁に看板というのがあると思うのですが、今年度もどこかに看板の広告を設置するところがあるのかないのかお教えいただきたいのと、以前、わ！しながわのキャンディーでしたか、あれはすごく人気があると伺ったことがあるのですが、今年度もそれも含めてどのように行っていくのかお知らせいただきたいと思います。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

まず、グッズでございますけれども、今の看板や、先ほどおっしゃられた飴もまた作りまして、それからいろいろなイベント会場へ行きますと、細かくなってしまいますけれども、長机の下に垂れ幕と言うのですか、イベントをお知らせするような、ああいうものも意外となかったと思ひまして、区民まつりなどでも活用していただくということで、そういう部分も考えております。その他の部分についても、これからまた検討してまいります。

それから、看板のほうですけれども、現時点では中小企業センターのああいう規模での看板という想定は今のところないのですが、再開発の現場での工事の仮囲いのところに、ばんと掲示させていただいている、ああいう形の展開、引き続き建設現場の、もちろん区有施設のところになりますけれども、仮囲いのところ。それから、一部建設会社のほうからは、実際に自分のところでもあれを使わせてくれというようなご要望もございますので、そういうところについてはぜひロゴをお使いくださいという形で行いますので、看板としてはそういう展開になるかなというところですが、続けてまいります。

#### ○高橋（伸）委員

ぜひ、品川区の魅力を発信ということで行っていただきたいと思います。

#### ○あくつ副委員長

この平成30年度シティプロモーション推進のスケジュールの中で、プレス発表にもあるのですが、地域プレーヤー紹介WEBマガジンというところで、各地域でまちづくりに活躍する人をリレー形式で紹介し、人の輪をつなぐ、インタビュー動画も製作し区公式YouTubeでも配信する、このような内容がご紹介をされております。

我々も昨年、高知県のほうに、高知家というところでシティプロモーションの視察に行かせていただいて、高知県では広末涼子さんがまずキャラクターというか、県の代表というような形で売り出して、その後、試行錯誤をいろいろ繰り返して、最後は県民に焦点を当てたというやり方をしていると、いろいろな今までの試行錯誤についてのご苦労を伺ってきたのです。品川区もまずは、わ！しながわというロゴをつくって、不動麗子さんの動画であるとか、さまざまな幾つかの試行錯誤、そういう言い方をしているのかどうか分かりませんが、いろいろなものを試されてきて、今年度は区民に焦点を、当初から区民に焦点は当てていると思うのですけれども、特に区民にということになると思うのですが、そのWEBマガジンというところについて、この地域プレーヤー、はっきり言えば今までケーブルテレビなどさまざまな区の媒体でそういう方の活躍というのは、いろいろ紹介はされてきていると思うのですが、これをどういうふうに、つながりとおっしゃいますけれども、区が企画をして、この人のところにでは行ってみよう、取材をしてそれを流すということ自体が、あまり目新しく感じないのですけれども、具体的にどういうことをお考えになっているのか、そこをお伺いしたいと思います。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

現在の考え方なのですけれども、おっしゃられたように、地域で有名な方ということで名前が出てくるような方々というのは、ケーブルテレビの番組などでもご紹介しているところです。基本的には、その方は今までずっと活動されてきた方ということなので、その方をキーにして、考えているのはその次世代と言うのですか、今、若い方が直接そういうまちづくりにかかわってらっしゃるとか、あるいはそういうプレーヤーの方々の跡継ぎのような形で頑張ってもらっしゃる方、そういう方々もいらっしゃるので、リレー方式でご紹介をいただくというような形をとりつつ、そういう若手、それからその若手がまた別の、今まで名前も出てこなかったような方、でもすごく活躍をされている方をご紹介いただくような場合もあるということでございまして、そういった数珠つなぎにつなげていこうかなという考えで、今、動いております。

#### ○あくつ副委員長

そのアイデアはいいのかなとは思いますが、例えば区外の方がそれを見たときに、品川区が魅力あるなと思うコンテンツになるのかどうかというところで、それは捉え方次第だと思うのですが、品川区は元気のいい若手の方がいるんだとか、こういうところだったら住んでみたいと思えるものが、果たしてつくれるのかどうかというところでの、もう一言、意気込みを伺いたいと思います。

#### ○木村報道・プロモーション担当課長

一番伝えたいところは人の魅力と言うのですか、その人そのものの発するパワーであるとか、魅力があれば、周囲を巻き込んで何かをやっていく上で、その町が、行ってみれば楽しそうだななどというところを感じていただくというところが一番ポイントかと思っておりますので、ぜひ、その人を掘り下げた形で特集をしながら、次へ次へとつなげていきたいと思っております。

#### ○あくつ副委員長

ありがとうございます。今までもそういう番組をケーブルテレビで、品川区はいいところだなと、ああ、こんな人がいるんだということで、私も拝見したことが何度もあるのですけれども、今度は区外の

人が見ても、ああ、品川区はすごいなと思っていただけるような、そういう番組づくり、1つでも2つでも、口で言うのは簡単なのですけども、大変なことだと思いますので。

#### ○伊藤委員長

ほかにはよろしいですね。

それでは、ほかに発言がないようですので、以上で本件を終了いたします。

---

#### (3) 男女共同参画のための品川区行動計画 第5次等の策定について

#### ○伊藤委員長

次に、(3)「男女共同参画のための品川区行動計画 第5次等の策定について」を議題に供します。

理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○島袋人権啓発課長

私からは、報告事項(3)男女共同参画のための品川区行動計画 第5次等の策定についてご説明します。それでは、お手元の人権啓発課資料をごらんください。

「男女共同参画のための品川区行動計画」(第4次)および「品川区配偶者暴力対策基本計画」(改訂版)は平成30年度で計画期間が終了いたします。この間、配偶者等からの暴力及び被害者の保護等に関する法律の一部改正および女性活躍推進法の制定をはじめ、社会情勢の変化や男女共同参画の実態を踏まえて、本年度、両計画の改定と女性活躍推進の視点を追加・充実させ、新たに品川区女性活躍推進計画の策定を行うものです。

1、計画の名称です。男女共同参画のための品川区行動計画(第5次)、品川区配偶者暴力対策基本計画(改定)、品川区女性活躍推進計画(新規)、こちらは品川区男女共同参画のための品川区行動計画(第4次)の中から、女性活躍推進法に基づく視点を入れまして、新たに作成するものです。この3計画を総称いたしまして「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」とするものです。

2、計画の位置付けです。「男女共同参画社会基本法」第9条および第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」に該当するものです。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」に該当するもので、品川区配偶者暴力対策基本計画(改定)として位置づけます。「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」に該当するもので、品川区女性活躍推進計画として位置づけるものです。

3、計画の期間です。こちらは平成31年度から平成40年度までの10年間を期間といたしまして、必要に応じて見直しを図っていくものとするものです。

裏面をおめくりください。基本理念です。第5次の計画につきましては、区民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方に配慮しつつ、責任を分かち合い、能力と個性を發揮して、誰もが自分らしく、いきいきと安心して暮らせる社会の実現を目指すものです。

(2)重点的な取組み、主なものです。人権が尊重されるまちしながわの実現、人権尊重の視点にたった男女平等、マイノリティへの配慮に向けた啓発と教育、人権擁護と暴力根絶への取組み。次に、性別等にとらわれない、あらゆる分野における男女共同参画、こちらも主なものです。女性の活躍への支援、誰もが活躍できる機会の拡大、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する意識の啓発、働く場・家庭生活・地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進、社会制度・慣行の見直し。

(3)計画策定検討委員会の設置、委員は学識経験者5名、公募区民委員を3名といたします。なお、委員長は立正大学法学部、川眞田嘉壽子教授をお願いしているところです。

5、計画策定委員会のスケジュールです。こちらはお示ししたとおりですが、6月に第1回の委員会、8月に第2回委員会、10月に素案完成、区議会報告、11月、第3回委員会、12月、パブリックコメント実施、翌平成31年2月、第4回委員会、区議会報告、そして4月、計画スタートという段取りでございます。

次に6、男女共同参画等に関する区民意識・事業所状況調査です。こちらは別刷りで刷らせていただきました概要版がお手元にあるかと存じます。そちらのほうをごらんいただければと思います。

まず、お手元の概要版ですけれども、こちらはアンケートで区民や事業所の男女共同参画等に関する意識・実態と、区の施策に対する要望等を総合的に把握し、概要版に記載されております3計画の総称「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」策定のための基礎資料とするものです。

1ページをごらんください。今回、新たに品川区女性活躍推進計画を策定するに当たり、初めて事業所状況調査を実施いたしました。主な項目を説明いたします。2ページ目をお開きください。性別記載です。今回は女性・男性・どちらとはいえないの選択における記載といたしました。ごらんのとおりでございます。

次に、言葉の認知度、4ページです。セクシュアルマイノリティ、ドメスティック・バイオレンス、デートDVについて等をお聞きしております。セクシュアルマイノリティの認知度は、内容を知っている、言葉を聞いたことがあるが全体の8割を超えております。

続きまして、7ページをおあげください。セクシュアルマイノリティの考え方についてですが、偏見や好奇の目で見ず、性のあり方にはさまざまな形があるということを理解して公平に接するべきと考える割合ですが、こちらは全体で6割を超えております。また、カミングアウトされた場合の接し方ですが、これまでとは変わりなく接することができるとした割合が全体で5割を超えております。

次に、事業所状況調査でございます。12ページをごらんください。多様な働き方ができる制度の整備状況については、育児休業制度が最も多く、利用実績も育児休業制度の利用が高くなっております。しかし、女性と男性に利用実績に差がある制度もございます。男女ともにフレックスタイム制度はほぼ同数で7割を超えております。多様な働き方ができる制度を導入した効果といたしまして、女性従業員の定着率が向上したとの回答が4割を超えました。また、多様な働き方ができる制度を推進するための課題として、育児休業制度などによる代替要員の確保が困難と回答する割合が5割弱あります。

最終ページ、16ページをごらんください。ハラスメント対策についてです。就業規則などにハラスメント禁止を明記しているという回答が9割弱でした。以下、ごらんのとおりです。セクシュアルマイノリティへの配慮という項目では、取り組み内容といたしまして、相談窓口の設置が最も多い結果となっております。なお、年代・性別とのクロス集計等は報告書に掲載される予定でございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関しまして、ご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

今回、新しく今までの行動計画と新たに加わった品川区女性活躍推進計画も含めて、「マイセルフ品川プラン～誰もが自分らしく～」というタイトルがついていますけれども、ぜひ、なかなか進まない男女共同参画、名前にしてもあまりわかりにくいと言われてはいますが、なかなかジェンダーフリー、女性の地位の向上、かたいですけれども、なかなか進んでいない、あとはストーカーとかデートDVとか、こういった面も数が増えていますよね。いろいろ問題視されている割には、なかなか改善されてい

ないというところでは、大変重いテーマであって、大変なところですがけれども、やはり人権が尊重されるという意味において、自治体の役割というのは大きいのではないかと考えています。まず、少しずつでも前進しているなという面で応援をしていきたいと思っているのですけれども、内容的に、これからこの基礎資料、アンケートをとった基礎資料を中心に計画策定検討委員会の中でもんでつくっていくというところにおいて、意見を幾つか言いたいと思っているのですが、1つ、学識経験者、先ほど立正大学の川眞田先生が委員長ということだったのですが、この辺の学識経験者の選び方、あとは公募区民というのはどのような感じで公募されてくるのですか。その辺を教えてください。

#### ○島袋人権啓発課長

学識経験者の方ですがけれども、まず、品川区が包括協定を結んでいる大学、こちらの中で男女共同参画に関して何か行っているところがないかを調べてみますと、立正大学に法学部教授、ジェンダー学ということで、川眞田嘉壽子教授がおられましたので、まずは進めさせていただいているところです。その後の委員に関する募集ですが、品川の広報3月1日号、こちらにマイセルフ品川プラン策定検討委員会区民委員募集の案内を出しまして、申請書のほうはホームページからもダウンロードできるという形で募集をさせていただきました。

#### ○飯沼委員

内容について、これから計画を立てるといことなのですがけれども、今までの経過とか、アンケートの様式なども見ながら少し意見を言いたいと思うのですが、1つには、国際的に見てジェンダー格差、日本というのはすごくランクが低いですね。少し調べてみただけでも出てきたのですが、経済参画、政治参画、教育、あと健康、4つの分野で14項目で男女平等の度合いを指数にして順位を比べていて、これが一生懸命行っているように見えるのですが、国際的に見て下がっているのですよね。2016年に111位であったのが、2017年に114位に下がったということで、私は、国がいろいろ女性の活躍とか推進とかいろいろ言っていますけれども、国に倣って計画をおろしてただけの計画を立てては、今までどおり本当に前進しないなという思いがすごくしているのです。まず男女の格差とか差別を言ったら、例えば労働法制のところと言うと、賃金の格差がすごく大きいですね。あとは長時間労働などがすごく妊娠・出産・子育て、女性に大きく負担がかかってくる、その辺で解雇があったり、マタニティハラスメントの問題もこのごろ結構言われていますよね。そういった中で、品川のこの計画が品川区民の男女の差別や格差をどう改善していくのかというすごく重要な意味を持っているので、重点的な取り組みとここに書いてありますけれども、やはり国から来る大きな問題をどの程度品川区がその辺を改善していかれるのかという、その辺のところ、大もとのところを一つお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

#### ○島袋人権啓発課長

まず初めに、この新規女性活躍推進計画、今までの第4次の中から、法律が定まりましたので、そちらのほうに移る部分ですがけれども、人権尊重の視点に立った男女平等、あるいはマイノリティへの配慮に向けた啓発と教育、それと地域活動、働く場、家庭における男女共同参画、こちらは商業・ものづくり課といろいろ講座等をさせていただくなど、ますますの発展を目指しているところです。また、女性の活躍の支援、誰もが活躍できる機会の拡大、こちらのほうも関係各課との取り組みを進めさせていただきたいと考えているところです。また、新たにこの女性活躍推進法は、働く職場における女性ということをやっている部分が多いのですが、よくよく読んでみますと、地域における女性の活躍という部分もございまして、この中には、例えば防災関係で、避難所生活における女性支援、そういった

ものを含んでおりますので、品川区におけるおのおのの計画とも整合性をとりながら品川区版を目指すように今後の策定委員会の中で検討されていくようになるかと思っております。

#### ○飯沼委員

本当にさまざまな施策との整合性をとっていきながら、やはりなかなか計画はあっても前に進んでいなかった部分をどう引き上げていくのかというのを、各分野等、やはり力を合わせて、特に性別等にとられないという意味で実効性のある計画を立てていただきたいと思うのが1点です。

あと、重点的な取り組みのところに、人権尊重の視点に立った男女平等、マイノリティへの配慮に向けての啓発とか、性別等にとられないあらゆる分野における男女共同参画ということで、セクシュアルマイノリティへの配慮が、ここに重点の取り組みということで取り上げられているのは、とてもうれしいことで、これから期待をしたいと思います。セクシュアルマイノリティのところは、この間、かなり自治体でも進んでいますし、先日、東京都においても差別のところですか、LGBT差別禁止へヘイト抑止ということで、条例案提出へということで、これは差別に対しての取り組みで条例ができるということと、あとは同性者のパートナーシップの問題も、この間、渋谷、世田谷、中野など、具体的に進んでいるのですが、ぜひこういった自治体での広がりをしっかり把握をしていただきたいと思うのと、品川区でも今後ぜひ考えていってほしいので、現状どのようなところなのかというのを伺いたいと思います。

#### ○島袋人権啓発課長

こちらの計画とは少しずれて申しわけないところですが、今年度、7月に多様性理解促進講座という講座をさせていただきますので、まずは区民の皆様方に知っていただくという内容での講座の取り組みを始めたいと思っています。その中からまたお声をいただきながら、こういったものが区として進めなければいけないところがあるのかを研究しながら進めてまいりたいと思っております。

#### ○飯沼委員

アンケートを見ましたら、区民の皆さん個人と事業所のところを両方書いてあるわけなのですが、1つ、7ページ目のセクシュアルマイノリティのところ、自分の性別で悩んだ経験という設問があって、こういった意味では全体で1.8%の方がいると、女性が1.7%、男性が1.7%。自分の性別に悩んだ経験のある方が1.8%、15人いらっしゃいましたと書いてある。このことは、私はこういうのってすごく書きにくい、出す、発信するほうも難しいけれども、これに答えていくという部分でも、いざ答えようかと思っても、ここでやめてしまう方もいらっしゃるのかなと思う意味では、よくこれだけ回答して下さったなと受けとめているんですね。そういった意味では、品川区内にもこうやって悩んでいらっしゃる方がいる、このことをやはり行政も私たちもしっかりと受けとめて、できることをいろいろ考えて行っていかななくてはいけないなと思っています。

本当にこの中身で、マイノリティへの考えで、実際的に公平に接することはできないと回答した人が女性で9.9%いますとか、22.3%男性がいますというあたりも、本当に率直なデータになると思うので、こういうところからも本当に具体策がいろいろ考えられるなと思っているので、ぜひこのアンケートを活用して、施策に生かしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○島袋人権啓発課長

実は今回のアンケートでは、初めてのとり方で、概要版の2ページをごらんいただければと思うのですが、性別を聞いているところで、女性・男性・どちらとはいえないと書いてございます。こちらのところで、どちらとはいえないというのを出すことによって、もう少し広がりを持った質問にも答えやす

くなったのかなと思うところはございます。ちなみに、こちらの「どちらとはいえない」という0.2%でございますが、数的には2名ということでした。無回答は4名ということです。

先ほど、答弁もれがございました各区との連携、あるいは都の条例の件に関しましては、やはり動きを注視しつつ、区としても対応が可能なものに関しましては実施していく形になるかとは思っておりますし、策定委員会の中でもそのように進めていくというふうな予定しております。また、年代別や男女別に分類した報告書でございますが、6月にできるように、今作成中でございます。

#### ○飯沼委員

6月から第1回の委員会が開かれるということで、区民の皆さんからいただいた、特にまた事業所のところの意見は重要かと思えます。女性の働く条件を整えていくようお願いしたいと思っておりますので、ぜひアンケートも十分活用していただくのと、他区やほかのいろいろな自治体のことも十分情報としてお伝えいただいて、議論を深めていただいて、よりよい計画を立てていただきますように、よろしくお願いいたします。

#### ○吉田委員

確認になるのですけれども、6月にこのアンケートの冊子がまとまるということで、ぜひ生かしていただきたいというふうに今、飯沼委員もおっしゃいましたけれども、当然、この策定委員会の第1回の委員会での議論の中で、このアンケートの内容というのは、それを前提としたものになるというふうに理解してよろしいでしょうか。その辺の確認させていただきたいと思えます。

#### ○島袋人権啓発課長

委員のおっしゃるとおりで、そのようにさせていただきたいと思えます。また、報告書の概要版に関しましては、ホームページ上でもでき上がり次第アップを予定しているところです。

#### ○吉田委員

私としては、この委員会2回で素案が完成してしまうというのが、なかなか、せっかくこれだけのアンケートをとっておきながら、何かもったいないなとか厳しいなというふうに思うのですけれども、その辺、最大限、限られた時間の中でこれを生かすために、なるべくであれば委員会より前にアンケートが委員の方のお手元に届いて、議論の内容についてもあらかじめ少し検討してきていただくとか、その辺の工夫はぜひ、できたら回数を増やしてくださいと言いたいところなのですが、その辺を含めてぜひ、限られた時間をできるだけ、最大限生かすような資料の提供とか、そういうものをしていただきたいと思えます。それで、ここに出ているのは概要版ということですので、もっといろいろ聞かれているのだと思うのです。そうは言いながら少し気になったのが、先ほど飯沼委員がおっしゃった、自分の性に違和感を持った人がいるかという設問があったのですけれども、マイノリティと言うと、それだと性自認のことしか入っていないということが、性指向のところは全然入っていないですね。ですからその辺を、概要版が一般の人の目に触れるのだと思うのですけれども、なかなか理解が進んでいない中では、そこにマイノリティという性自認の問題というふうになってしまうと、性指向の人たちはここでは答えられていないので、もう少し何か、概要版の難しさは承知しながら、もう少し理解を広げるようなまとめ方というのでも分類していただきかったなというのがもう1点です。それもぜひ、もし何かコメントがあったら出していただきたい。

それから、この生かし方なのですけれども、もちろんこの計画の中に生かすということと同時に、区役所内でもそういう方たちがいらっしゃると思うのです。この割合で言えば当然そういうことは想定すべきで、そういった方たちに何か、そういう方たちへの配慮というの、区役所も事業所の1つとして、

今後計画ができた後になるかもしれませんが、アンケートをとった当事者として、民間の事業所とか、そういった区民に先駆けて工夫をしていていただきたいと思うのですけれども、その辺についてのお考えがあれば教えてください。

#### ○島袋人権啓発課長

概要版の7ページの性的マイノリティの設問の件ですが、下のところに説明書きを書かせていただきまして、その件についてのアンケートでしたので、今回はこのような形をとらせていただいております。

また、計画書のこちらの調査報告書の件ですが、学識経験者の方、区民委員の方には、でき上がり次第、1回目の委員会に間に合うようにお届けいたしまして、目を通していただいてから委員会に臨んでいただくというように作業を進めております。

また、職員に関する区の啓発ですが、職員研修の中で、人権啓発課としての新たな人権課題というところでは、こちらはテーマとして扱わせていただいております、パンフレットを使いながら接し方等、いろいろと職員の皆様には周知しているところです。また、事業所としての区役所としてのあり方、やはりこちらも策定委員会のほうで何らかの形で出てくるのかなと思っていますところです。

#### ○吉田委員

ぜひ、その辺の配慮を進めていただきたいと思います。

先ほど、自治体間の連携とありましたけれども、客観的に見れば進んでいると思われる自治体で、実際に当事者の方たちの自治体議連もできておりまして、有名なところでは、もう立候補のときからカミングアウトしていらした世田谷の上川議員がいらっしゃいますけれども、その方にも、カミングアウトしてくる職員の方が何人もいらっしゃるそうです。でも必ず、この話はここでとどめてくださいと言われるとおっしゃっていました。ですから、進んでいるようなところでも、当事者の人たちにしてみたら、なかなかやはり今の社会状況では難しいのかなと思います。ぜひ、基本、そういうふう悩んでいる方がいらっしゃるのではないかと、区区内でもそういう施策を進めていただきたいと思いますので、その辺は要望でとどめさせていただきます。

#### ○須貝委員

このたびの区民意識・事業所状況調査、済みません、詳しくは全部見られなかったのですが、特に事業所状況調査は、本当に企業によって意識の格差が相当出ていると、そういうこともこういうふう差としてはっきり見られるということは、すごくいい資料ではないかと思えます。いろいろ漏れているところもあるかと思えますけれども、よく行われたのではないかなというふうに思いました。以上、感想だけ。

#### ○伊藤委員長

ほかにはよろしいですか。

それでは、ほかになければ、以上で本件を終了いたします。

---

(4) 総合庁舎エレベーター改修工事請負契約について

#### ○伊藤委員長

最後に、(4)「総合庁舎エレベーター改修工事請負契約について」を議題に供します。

本件につきまして、理事者よりご説明をお願いいたします。

#### ○立木経理課長

それでは、私からは報告事項(4)総合庁舎エレベーター改修工事請負契約についてご説明いたします。

本件は9,000万円以上の工事請負契約につき、本委員会にご報告するものです。お手元の委員会資料の1ページ目をごらんください。

まず、契約方法ですが、こちらは業者推薦随意契約で行ったものです。理由ですが、今回の工事は総合庁舎に設置されているエレベーター5基、これの巻き上げ機や制御盤等を更新する工事です。既存エレベーターの全撤去・新設という形ではなく、再利用できる部品を最大限有効利用し経費を抑えること、また、施工期間中はエレベーターが使用不可となってしまうため、庁舎をご利用する方にご不便をかけないように、短期間での施工が求められることから、これまでの工事の設計なりを、施工状況を熟知している同一業者と請負契約することで、安全かつ迅速な施工が可能であると判断したことによるものです。

契約金額は消費税を含め1億4,947万2,000円、契約の相手方は株式会社日立ビルシステム、取締役社長、佐藤寛です。支出科目は平成30年度一般会計。

工事の概要ですが、2ページ目の概要書をごらんください。工期は平成31年3月29日、工事内容は、前回の大規模改修から約30年経過しまして老朽化が進んでいること、また構成部品が製造中止となりまして調達が困難になるため、エレベーターの巻き上げ機、これは上部についているものですが、こちらや、コントロールをする制御盤等の更新、扉や押しボタンスイッチ等の更新を行うものです。今回の改修工事によりまして、より新しい制御技術などが適用されまして、例えば扉が開いている際の昇降制限ですとか、地震等で電源が遮断した場合の自動着床機能等の安全性がさらに向上する見込みです。

説明は以上でございます。

#### ○伊藤委員長

説明が終わりました。

本件に関するご質疑等がございましたら、ご発言をお願いいたします。

#### ○飯沼委員

契約方法のところなのですが、理由として、再利用するものは利用してということで、日立ビルシステムにということで、業者推薦随意契約というのはそういうものなのですか。初めてこういう言葉に出会ったので。こういうことは、今のエレベーターは5基とも日立製で、その関係で行っていくということでもいいのか、確認させてください。

#### ○立木経理課長

委員のおっしゃるとおりでして、こちらのほうは地方自治法施行令第167条の2第1項第2号によるものでして、これは性質または目的が競争入札に適しないものを契約する場合にとられる手法です。これは例外事項です。

エレベーターのほうですが、5基とも日立ビルシステム製のものでして、全て撤去して新しいものということであれば競争入札という形になりますが、できる限り、先ほど申し上げました理由のとおりでございまして、短工期、それから低予算という形で再利用していくという形では、当該事業者と契約することが最も有利ということで、このような形をとらせていただいております。

#### ○飯沼委員

エレベーターの事故というと、前に港区でシンドラ社製のエレベーターの事故があって、高校生が亡くなったわけですがけれども、お母様がいろいろ裁判をされて、すごく印象に残っているのですが、インターネットで調べたら、昨年12月19日に日立製のエレベーター約1万2,000台の安全装置が不適合というのが国土交通省の報告で出ていたのですね。これはご存じかどうか。国が定める仕様に適

合していなかったということなので、日立のどこの製品がどうなのかというのはわからないのですけれども、ニュースでそういうふうに乗っていて、日立グループとしては事態を重く受けとめ、再発防止に向け取り組んでいきたいとコメントを寄せていますという記事が、たまたまインターネットを調べていたら日立というので出てきたのですが、このことと今回の工事の関係があるのかなのか、そこを教えてください。

#### ○立木経理課長

実は、こちらのシステムが、扉が開いている際の昇降制限ということで、戸開走行防止機能というものののですけれども、一応これが今回の更新によりまして適用されるような形になります。日立製に限らず、ときどきそういったことで不適合という報道が出る場合がございますが、今回、工事をするに当たりましては、きちんとそういったものが正しく適用されるような工事管理、そういった契約もさせていただきますので、安心してご利用いただけるものと考えております。

#### ○小林施設整備課長

私のほうから少し補足なのですが、今、委員がおっしゃった12月の報告というものにつきましては、品川区の中ではそういうエレベーター、該当しているものはございません。

#### ○飯沼委員

わかりました。ありがとうございます。大丈夫ということなので、きちんと行っていただきたいと思えます。

あと、裏面の工事内容のところ、制御盤等は更新するけれども、今までの使える部分は使っていくというあたりなのですけれども、これは全体をとりかえた場合と今回の工事との費用のかかり具合は試算をされているのか、その辺を教えてくださいたいと思えます。

#### ○立木経理課長

3パターンで試算してみたものがございまして、まるっきり壊して新しいエレベーターシステムを導入すると、税抜きになります。3億6,000万円程度です。部分的に、例えばかごなどの部分とか、レールを入れかえたりとかという部分工事の場合、2億4,500万円程度。今回のものが、できるだけ再利用で、今回はほぼ再利用で、部品供給が停止になってしまった巻き上げ機というものが主な更新なのですが、こちらが今回の1億5,000万円ということになっております。

#### ○飯沼委員

ありがとうございます。今回、このように改修工事をする、今後どのぐらい耐用年数、もつのか教えてください。以上で終わります。

#### ○立木経理課長

今回、部品の製造が中止になったというところで、やむなく新たなものに交換ということになります。メーカーのほうでは製造中止から大体20年間は部品供給があるという形にはなっております。実際、今回のエレベーターが製造されたのが30年ほど前になります。今回は製造中止以降、20年以上経過したもので部品供給がとまるという形になりますので、適切なメンテナンスさえ行っていれば、その程度、今回更新があった程度、大体20年から30年ぐらいの間になると思えますが、それぐらいは耐久性というのはあると考えております。

#### ○伊藤委員長

ほかにございますか。

では、ほかに発言がないようですので、以上で本件および報告事項を終了いたします。

---

## 2 その他

### ○伊藤委員長

次に、予定表2の「その他」を先に議題に供します。

まず、正副より1点、ご報告申し上げます。

先月の委員会でご案内しました、今期の当委員会の所管事務調査の現況報告につきまして、お手元に配布のとおり、議長に提出いたしますので、ご報告いたします。

改めて、皆様のご協力に心から感謝を申し上げます。ありがとうございました。

次に、前回4月16日の当委員会において、飯沼委員より質問のありました、「『憲法週間 講演と映画のつどい』における講師の選任」について、理事者からの説明を求めます。

### ○島袋人権啓発課長

私からは、講演と映画のつどい事業について説明させていただきます。

この事業は、憲法週間と人権週間にちなみ、人権意識の高揚を図ることを目的としております。

講演講師の選定です。本事業を理解している、知名度のあるふさわしい人物、講師の経験や生き方を踏まえて区民にメッセージを送ることができること、他自治体での講演実績等を参考として選定しております。

### ○伊藤委員長

説明が終わりました。念のために申し上げますが、本件は前回の委員会で飯沼委員より申し出のあった、「『憲法週間 講演と映画のつどい』における講師の選任」について、ということで、内容を特定して取り扱うものであります。

よって、質問等がある場合でも、先ほどの理事者からの説明内容に絞ってご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。

では、本件について、特に確認したいことはございますでしょうか。

### ○飯沼委員

ご説明ありがとうございます。こうして契約を結ぶに当たって、契約書に書く内容であるとか、こういった中身でという契約書を交わされるのかどうか。その契約書にどのようなことを書いて仕事を依頼するのかどうか、その辺を教えてください。

### ○島袋人権啓発課長

今、お話しさせていただいたとおりなのですが、まず、講演の目的に関しては、そちらのほうで詰めさせていただきます。テーマといたしましては、人権・平和に関する憲法11条の基本的人権のこと、あるいは14条の法の下での平等など、差別されない権利や、人間らしく生きる権利についてということをもとに構想をしているところです。

### ○伊藤委員長

ほかにはないですね。

では、以上でその他を終了いたします。

改めて、本日がこのメンバーで最後の委員会となりますので、正副委員長より皆様にご挨拶をさせていただきます。

はじめに、副委員長からお願いいたします。

### ○あくつ副委員長

委員の皆様、そして理事者の皆様、そして書記の皆様、本当に1年間ありがとうございました。皆様のご協力で、区政に資する審議ができたのではないかと考えております。

1点だけ、昨年の行政視察において高知県の視察をさせていただきました。僭越ですが私も推薦させていただいて、高知県のシティプロモーションということを中山部長も含めて一緒に見せていただきました。ちょうどタイミングなのでしょうか、特別区であるとか連携プロジェクトで、前回もありましたが、23区と県単位で交流をしていくと、品川区とも非常に今、強い結びつきもあるということで、競馬事業にもいろいろとご協力をいただいたり、今後も何か強い結びつきが出てくるような気もしておりますけれども、そういったことをしっかりこの区政に結びつけていけるよう、今後も委員会の審議に期待をしていきたいと思っております。

本当に1年間、ありがとうございました。

#### ○伊藤委員長

それでは、ご挨拶させていただきます。改めて1年間ありがとうございました。

さまざまなことがありましたけれども、総務委員会として皆様にご報告をいただきながら、また質疑もいただきながら、確かな形で前進させていただいたと思っております。ただ、まだまだこれから行政は多くの課題があります。先ほど副委員長がおっしゃったようなシティプロモーション、それから行政のICT化等の多くの課題があるわけでありますから、私もまだ任期中は、委員会は別になるかもしれませんが、区議会議員として前進していきますので、皆様のご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

改めまして、1年間ありがとうございました。

それでは、以上で本日の予定は全て終了いたしました。

これをもって、総務委員会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

○午後2時41分閉会